奈良県告示第六十八号

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年五月二十六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

二　変更に係る都市計画を定める土地の区域

生駒市上町の一部

三　都市計画の案の縦覧場所

奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び生駒市都市整備部都市計画課

四　縦覧期間

平成二十一年五月二十六日から同年六月九日まで

五　意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事あてとし、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室に平成二十一年六月九日までに必着するよう提出すること。